

○国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程

(平成26年7月1日経規程第34号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）

第2条第2項及び国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則（以下「特定有期雇用就業規則」という。）第24条の規定に基づき、年俸制給与について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 年俸制給与の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第4条第1項第1号に規定する職員のうち、別に定める者

(2) 特定有期雇用就業規則第4条第1項各号に規定する者

(3) その他別に定める者

(給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

(基本年俸)

第4条 年俸制適用職員の基本年俸は、別表の基本年俸給表（以下「別表」という。）に掲げる号俸による。

2 労働契約の期間が1年に満たない年俸制適用職員の基本年俸は、別表に掲げる号俸により決定される基本年俸額を基礎とし、当該期間に応じた額とする。

3 年俸制適用職員の基本年俸は、基本年俸額に応じた支給月額を毎月17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）に支給する。

(号俸等の決定)

第5条 年俸制適用職員の基本年俸の号俸は、別表に掲げる号俸のうち、別に定める号俸の範囲内で決定するものとする。

2 前項の規定による号俸の決定のほか、年俸制適用職員（第2条第2号に規定する者を除く。）の業績評価に応じ、別に定める号俸の範囲内で号俸を調整するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、役員会の承認を得るものとする。

(1) 別に定める号俸の範囲によらず、号俸を決定する場合

(2) 別表に掲げる号俸によらず、個別に基本年俸額を決定する場合

(諸手当)

第6条 年俸制適用職員の諸手当は、通勤手当、超過勤務手当、入試手当及び学位論文審査手当とし、別に定めるところにより支給することができる。

2 前項の諸手当は、給与規程第28条、第33条、第37条の2及び第37条の3の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。

3 第1項の諸手当の支給日については、給与規程第2条第1項の規定を適用し、又は準

用する。

(休職者の給与)

第7条 第2条第2号に規定する職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、特定有期雇用就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。))による休業補償給付又は休業給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 第2条第2号に規定する職員が特定有期雇用就業規則第13条の規定により休職にされたとき(前項の規定に該当する場合を除く。)は、その休職の期間は、給与は支給しない。
(年俸制を適用される者の同意)

第8条 職員(第2条第2号に規定する者を除く。)に新たに年俸制を適用する場合には、別紙様式により、本人の同意を得なければならない。

(雑則)

第9条 年俸制適用職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほかは、給与規程の規定を適用し、又は準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員給与規程は、廃止する。

別表 基本年俸給表(第4条関係)

号俸	基本年俸額	支給月額
	円	円
1	2,400,000	200,000
2	2,640,000	220,000
3	2,880,000	240,000
4	3,120,000	260,000
5	3,360,000	280,000
6	3,600,000	300,000
7	3,840,000	320,000
8	4,080,000	340,000
9	4,320,000	360,000
10	4,560,000	380,000
11	4,800,000	400,000
12	5,040,000	420,000
13	5,280,000	440,000
14	5,520,000	460,000
15	5,760,000	480,000

16	6,000,000	500,000
17	6,240,000	520,000
18	6,480,000	540,000
19	6,720,000	560,000
20	6,960,000	580,000
21	7,200,000	600,000
22	7,440,000	620,000
23	7,680,000	640,000
24	7,920,000	660,000
25	8,160,000	680,000
26	8,400,000	700,000
27	8,640,000	720,000
28	8,880,000	740,000
29	9,120,000	760,000
30	9,360,000	780,000
31	9,600,000	800,000
32	9,840,000	820,000
33	10,080,000	840,000
34	10,320,000	860,000
35	10,560,000	880,000
36	10,800,000	900,000
37	11,040,000	920,000
38	11,280,000	940,000
39	11,520,000	960,000
40	11,760,000	980,000
41	12,000,000	1,000,000
42	12,240,000	1,020,000
43	12,480,000	1,040,000
44	12,720,000	1,060,000
45	12,960,000	1,080,000
46	13,200,000	1,100,000
47	13,440,000	1,120,000
48	13,680,000	1,140,000
49	13,920,000	1,160,000
50	14,160,000	1,180,000
51	14,400,000	1,200,000
52	14,640,000	1,220,000
53	14,880,000	1,240,000

54	15,120,000	1,260,000
55	15,360,000	1,280,000
56	15,600,000	1,300,000
57	15,840,000	1,320,000
58	16,080,000	1,340,000
59	16,320,000	1,360,000
60	16,560,000	1,380,000
61	16,800,000	1,400,000
62	17,040,000	1,420,000
63	17,280,000	1,440,000
64	17,520,000	1,460,000
65	17,760,000	1,480,000
66	18,000,000	1,500,000
67	18,240,000	1,520,000
68	18,480,000	1,540,000
69	18,720,000	1,560,000
70	18,960,000	1,580,000
71	19,200,000	1,600,000
72	19,440,000	1,620,000
73	19,680,000	1,640,000
74	19,920,000	1,660,000
75	20,160,000	1,680,000
76	20,400,000	1,700,000
77	20,640,000	1,720,000
78	20,880,000	1,740,000

別紙様式

同 意 書

年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

部局

職名

氏名（自署）

印

私は、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程に基づき、年俸制給与の適用を受けることに同意します。